



佐賀県公報

平成16年
3月9日
(火曜日)
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成16年
3月9日
(火曜日)
号

外

外

目 次

告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求

(一八五・畜産課) 一

○ 告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求

(一八五・畜産課) 一

○佐賀県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五十二条の規定により、家畜の伝染性疾病を予防するための報告を次のとおり求める。

平成十六年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のため

二 報告すべき者の範囲

飼養羽数が千羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者

三 報告すべき事項

二に係る農場について、毎週月曜日から日曜日までの次に掲げる事項

(一) 飼養羽数

(二) 死亡羽数

(三) とう汰羽数

(四) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定することができないような状況の有無

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間満了後、当該満了の日に最も近い水曜日の正午までに報告する。)

なお、第一回目の報告は、平成十六年三月十五日(月)から三月二十一日(日)までの状況を、三月二十四日(水)の正午までに行う。)

五 その他

(一) 報告先

次の表の上欄に掲げる地区(イ)に、それぞれ同表の下欄に掲げる報告先に報告する。)

地 区	報 告 先
佐賀市、鳥栖市、多久市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡及び小城郡	中部家畜保健衛生所 佐賀市若楠二丁目七番四号 電話 ○九五二一(111)-1111 ファクシミリ ○九五一一(114) 1〇四六 電子メール chubukachiku@pref.saga.lg.jp
唐津市及び東松浦郡	北部家畜保健衛生所 東松浦郡鎮西町大字岩野字平1115番地 電話 ○九五五(812)-1184 ファクシミリ ○九五五(511) 1〇114 電子メール hokubukachiku@pref.saga.lg.jp
伊万里市、武雄市、鹿島市、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡	西部家畜保健衛生所 武雄市武雄町富岡1-11-6番地 電話 ○九五四(111) 111-185 ファクシミリ ○九五四(110) 1〇111 電子メール seibukachiku@pref.saga.lg.jp

(二) 報告の方法

別紙様式により作成した報告書を、(一)の報告先へ持参し、郵送し、又は

電子メール若しくはファクシミリにより送信する。)

(三) その他

- ア 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定することができない事態が生じた場合は、四の提出期限にかかわらず、直ちに報告すること。
- イ この告示に基づき報告を求める期間の満了の日は、別に告示する。

別紙様式

家畜保健衛生所長様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徵求命令に対する報告書

平成 年 月 日

農場名

月 日	飼養羽数	死亡羽数	とう汰羽数	備考
月 日(月)	羽	羽	羽	
月 日(火)	羽	羽	羽	
月 日(水)	羽	羽	羽	
月 日(木)	羽	羽	羽	
月 日(金)	羽	羽	羽	
月 日(土)	羽	羽	羽	
月 日(日)	羽	羽	羽	
合 計		羽	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり	なし	
		※いずれかを○で囲んでください。 また、「あり」の場合は、直ちに家畜保健衛生所に届け出ください。		

注 備考欄には、次に掲げる事項について記載してください。

- 1 鶏の健康状況についての特記事項
- 2 死亡率が、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項
- 3 鶏の入すう及び鶏を出荷した羽数

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十六年三月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株)